

あなたの回答で、日本の未来が見える。

アンケート! 経済センサス

令和3年
6月1日

経済センサス
活動調査

日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」が始まります。
全国すべての事業所・企業が対象です。

安全で便利なインターネット回答がおすすめです。ご回答よろしくお願いたします。

※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。



調査票のお届け方法は
事業所の形態により
異なります。

- 1 単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く)、
新設された事業所など
- 2 支所などがある企業、
単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等)など

調査員が訪問して調査票を
お渡します。

国が本社などに
まとめて郵送します。



<https://www.e-census2021.go.jp/>

経済センサス2021

検索

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

経済センサスのいろいろな疑問にお答えします!

01



どんな調査なの?

A

経済センサス-活動調査は、日本経済の「いま」を明らかにするための調査です。

そのためには、すべての産業における一つひとつの企業活動の実態を知ることが必要です。「センサス」とは全数調査を意味し、すべての事業所・企業から回答いただくことで、我が国の全国的及び地域別の経済の「いま」を知ることができます。



02



どんなことに役立てられるの?

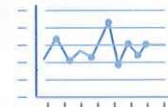
A

調査の結果は大切な資料として、あなたの暮らしや身近な地域、そして日本の「未来」のために役立てられます。

商店街活性化



国内総生産推計



03



どんなことを調査するの?

A

従業員は何人か、いつ開設したのか、売り上げはいくらか、などを回答していただきます。

ご回答いただく項目はいろいろありますが、一つひとつが、日本経済の「いま」を知り、「未来」をつくるために大切な項目です。正確な統計をつくるためにも、漏れなく回答をお願いします。



04



どうやって回答するの?

A

インターネットでの回答がおすすめです。

紙の調査票とインターネットによる回答方法がありますが、安全で便利なインターネットでの回答がおすすめです。



05



情報が漏れることはないの?

A

すべての情報は保護されます。回答いただいた内容は統計作成のためだけに用いられます。

調査員をはじめとする関係者には、「統計法」という法律により調査で知ったことを他に漏らしてはいけない義務と、これに反したときの罰則が定められています。また、回答いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)には絶対に使用しません。



06



必ず答えなければならぬの?

A

調査への回答は「統計法」という法律で義務づけられています。

正確な回答をいただけないと経済の実態を正確に把握できないため、本当に必要な施策が実施できなくなるおそれがあります。このため、この調査には「統計法」という法律に基づき回答する義務(報告義務)とこれに反したときの罰則が定められています。



各 位

総 務 省 統 計 局 長



経 済 産 業 省 大 臣 官 房 調 査 統 計 グ ル ー プ 長



令和3年経済センサス - 活動調査について（周知等依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。また、昨年、「令和3年経済センサス - 活動調査」に先立ち実施した「企業構造の事前確認」における周知について御協力いただいた団体の皆様におかれましては、誠にありがとうございました。

総務省・経済産業省では、本年6月に全ての事業所・企業を対象とした「令和3年経済センサス - 活動調査」（以下「本調査」という。）を実施します。本調査は、我が国における経済活動の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき5年に一度実施している政府の重要な調査で、その調査結果は、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料としての利活用や、経営の参考資料として事業者の方々にも広く活用していただいております。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中での実施となることから、調査票の回収に係る非接触の取組みとしてインターネットによる回答をより一層促進していくことが必要と考えています。

つきましては、現下の厳しい状況の中で大変恐縮ではございますが、傘下に加盟企業・団体のある皆様におかれましては、貴団体が発行される機関誌（紙）への記事、広告の掲載等を通じまして、加盟されている方々へ本調査の実施及びインターネット回答の奨励について御周知いただきますようお願い申し上げます。

また、本調査は企業だけでなく全ての団体の皆様も対象になりますので、5月に調査票が配布されましたら御回答をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

問合せ先

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話：03-3501-6606（直通）

<広報用素材の使用についてのお願い>

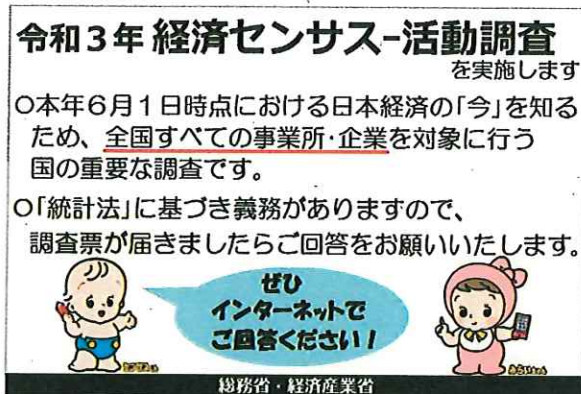
○貴団体が発行される機関誌(紙)やホームページにおいて、「令和3年経済センサス-活動調査」の記事や広告等の掲載を行っていただける場合は、以下の「素材」をお使いいただきますようお願いいたします。また、貴団体においてご協力いただいた内容(機関誌の写し、HPのURL等)について、メール等でお知らせいただければ幸いです。

《連絡先》

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室 経済センサス班
TEL:03-3501-6606(直通)
E-mail: e-census@meti.go.jp

○素材は以下7パターンありますので、スペース等に応じてご使用ください。
素材【1】～【5】は各URLよりダウンロードしてお使いいただけます。

【1】



<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/jpg/1.jpg>

【2】



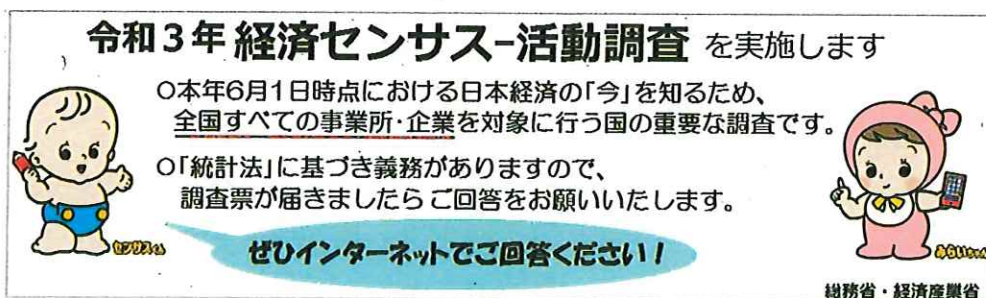
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/jpg/2.jpg>

【3】



<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/jpg/3.jpg>

【4】



<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/jpg/4.jpg>

【5】

経済センサス

活動調査

総務省・経済産業省
からのお願いです

- 令和3年経済センサス-活動調査を実施します。
- 本年6月1日時点における日本経済の「今」を知るため、全国すべての事業所・企業を対象に行う国の重要な調査です。
- 調査員の訪問または郵送により調査票が配布され、事業内容や従業員数、売上(収入)金額や費用などの経理項目についてご回答いただきます。
- 調査結果は、国・地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として幅広く活用されます。
- 「統計法」に基づき義務がありますので、調査票が届きましたらご回答をお願いいたします。



ぜひ
インターネットで
ご回答ください!



<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/jpg/5.jpg>

素材【6】・【7】についてはタレントを使用しているため、
契約及び著作権の問題で、使用に制限がございます。

【6】



【7】



《使用制限》

- 掲載可能期限は令和3年7月31日のため、期限までに削除をお願いいたします。
- 画像の加工はできません。サイズ変更は可能ですが、縦横比を変えないでください。
- 他への流用はしないでください。

※本素材はメールでお送りしますので、ご使用の際にはお手数ですが上記連絡先までご連絡をお願いいたします。

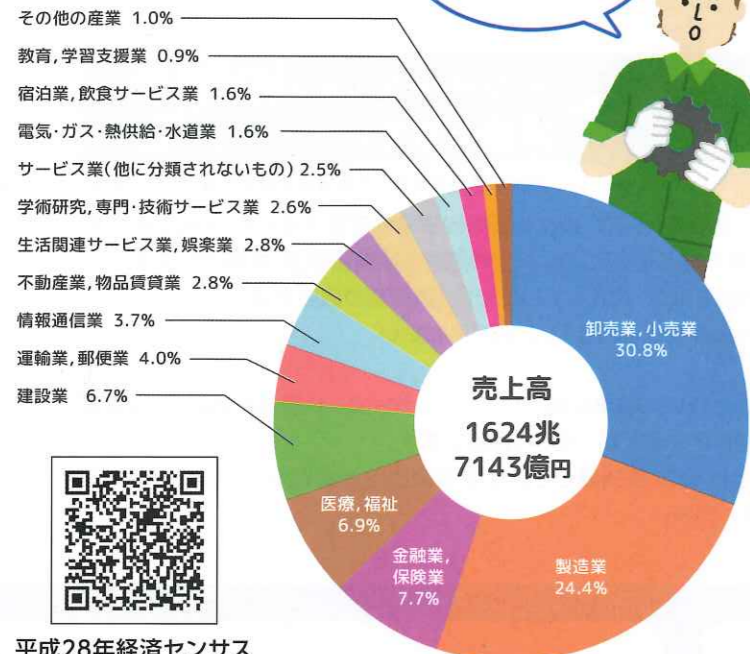
○経済センサスキャンペーンサイトのご案内

貴団体のホームページにリンクを貼っていただける場合はこちらのURLをお願いいたします。<https://www.e-census2021.go.jp/>

調査結果から 何がわかるの？

企業産業大分類別 売上高の構成比

2015年(平成28年活動調査結果)

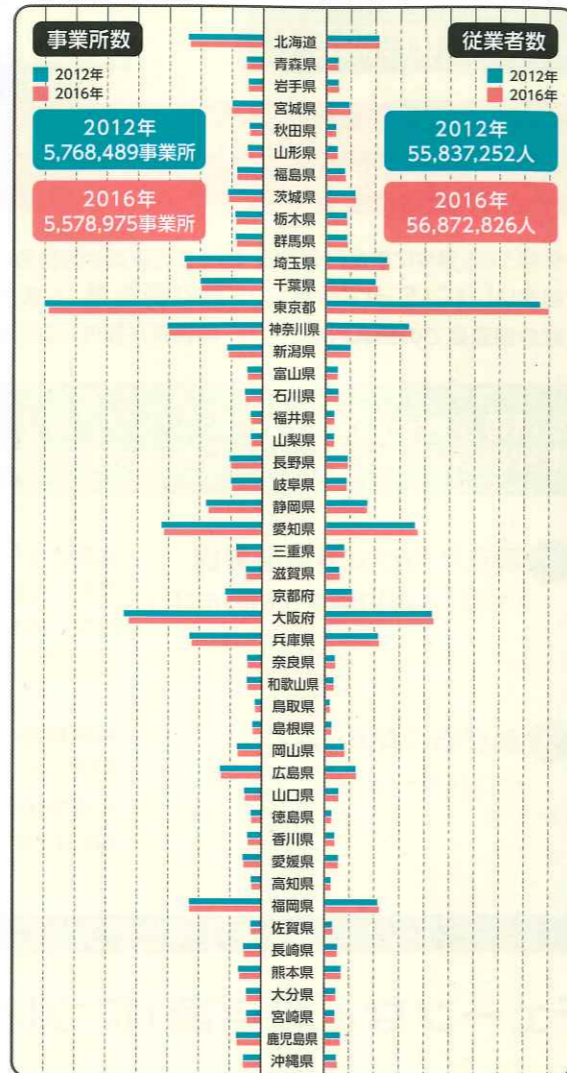


卸売業、小売業と
製造業で全体の
半分以上を
占めているんだね



都道府県別事業所数及び従業者数

2012年(平成24年活動調査結果)と2016年(平成28年活動調査結果)との比較
(万単位)



平成28年経済センサス
活動調査結果はこちら



注1:「その他の産業」は、日本標準産業分類における大分類「複合サービス事業」、「農林漁業(個人経営を除く)」、「鉱業、採石業、砂利採取業」の計である。
注2:「売上高」は、2015年1年間の数値である。

このように、産業分類別、地域別に集計することにより、経済活動の状況を把握することができ、日本全体の経済活動の変動や動向が明らかになります。

調査結果はどのように 利用されているの？

● 各種法令に基づく利用及び 各種政策立案のための利用

- ・地方消費税の都道府県間の清算を行うための基礎資料
- ・商店街等の活性化の目標値及び実績数値
- ・人口減少問題対策における基礎資料
- ・地域防災計画策定のための基礎資料
- ・鉄道等交通インフラ整備の基礎資料

● 民間における利用

- ・地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料

● 国民経済計算、産業連関表及び 白書等における利用

- ・GDP統計作成の最も重要な基礎資料

● 各種統計調査の母集団情報としての利用

- ・国や地方公共団体が行政施策を立案するために実施する各種統計調査の母集団情報として利用

令和3年 経済センサス 活動調査

経済センサス
活動調査



あなたの調査票で

日本経済の「いま」を明らかに！

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。



調査はどのように行われるの？

なるほど♪



✓ 調査の期日

令和3年6月1日現在
で行います。

✓ 法的根拠

経済センサス-活動調査は、「統計法」という法律に基づく基幹統計調査として実施します。
(※右下「統計法に基づく調査」も併せてご覧ください。)

✓ 調査の対象

全国すべての事業所・企業が対象となります。

✓ 主な調査事項

〈基礎項目〉
名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業者数、主な事業の内容など

〈経理項目〉
資本金等の額及び外国資本比率、売上(収入)金額、費用総額及び費用項目、事業別売上(収入)金額など

「事業所」の例



「事業所」とは？

この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、

- 1 単一の経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、
- 2 一定の場所を占めて、
- 3 従業者と設備を有し、
- 4 継続的に行われているものをいいます。

場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。

管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

※従業者と設備を有し、一定の場所・区画を占めて事業・活動が継続的に行われていれば、ここに例示したものの以外であっても、事業所に含めます。

✓ 調査の方法

単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く)、新設された事業所など

▶▶▶ 調査員が訪問いたします。

※調査員は、都道府県知事が任命した公務員です。

- ・令和3年5月中に事業所の新設・廃業等の確認や調査票への回答依頼、配布を行います。
- ・回答は「インターネット」か「紙の調査票」を選択できます。
- ・紙の調査票での回答の場合には、調査員が回収に伺います。

支所等がある企業、単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等)など

▶▶▶ インターネット・郵送にて実施します。

※国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

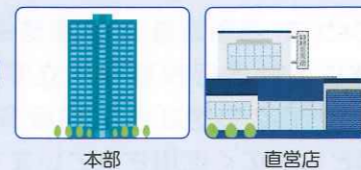
- 1 調査に向けての事前確認
(令和2年10月下旬から令和3年3月)
 - ・企業の支所・支社・支店等の新設・廃止や事業内容等を確認するため、令和2年10月下旬から順次、対象となる企業宛てに「企業構造の事前確認票」を郵送します。
 - ・印字されている内容を確認・修正していただき、調査票の回答方法(インターネットか郵送による回答)をご回答ください。
- 2 調査票の配布・回答
(令和3年5月から)
 - ・事前確認させていただいた結果に基づいて、インターネット回答用のID又は事業内容に応じた調査票を令和3年5月中に郵送します。
 - ・企業全体の数字とともに、支所等ごとの従業者数や売上金額などについても本所等においてご回答ください。

「チェーンなどの店舗」について

同一経営主体となる例 (本所・支所の関係です)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ・フランチャイズ・チェーン加盟店を営む事業主(企業)が経営するすべての店舗

同一経営主体



同一経営主体とならない例 (本所・支所の関係ではありません)

- ・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所

同一経営主体とならない



統計法に基づく調査

経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づき、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした「経済構造統計」を作成するための基幹統計調査です。
基幹統計調査には報告義務と守秘義務があります。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。(中略)
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件(平成21年4月1日総務省告示第216号)(抄)

経済構造統計 すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。